

電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン

令和5年5月12日

国土交通省

1. はじめに

建設工事の請負契約は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により、一定の要件を満たす場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこと（以下「電子契約」という。）も可能とされている。

本ガイドラインは、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の2第2項第1号の規定により、法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳に添付しなければならない法第19条第1項及び第2項の規定による書面（以下「請負契約書」という。）の写しについて、その対象となる請負契約が電子契約の場合における取扱いを明確化するものである。

2. 施工体制台帳への電子契約書の添付について

施工体制台帳の添付書類は、規則第14条の2第4項の規定により、その記載事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、書面での添付に代えることができることとされている。

このため、施工体制台帳が書面で作成されている場合であっても、電子契約を行った場合の請負契約書の写し（以下「電子契約書」という。）が、PCやタブレット端末等のストレージや、CD-ROM、USB等の記録媒体に保存され、必要に応じ、工事現場においてPCやタブレット端末の画面上に表示できるときは、当該電子契約書を印刷して施工体制台帳に書面で添付することを要しない。

また、電子契約書が、本社・営業所に備えられたサーバやASPサーバ等の工事現場とは異なる場所に保存されている場合であっても、必要に応じ工事現場において当該サーバ等に保管されている電子契約書にアクセスし、PCやタブレット端末の画面上に表示できる場合には同様の取扱いとして差し支えない。

※ ASP : Application Service Provider の略。ネットワーク経由でアプリケーションの機能を提供するサービス。

3. 電子契約を行った場合の公共工事発注者に提出する施工体制台帳に添付する電子契約書の写しの取扱いについて

建設業者は、発注者から直接公共工事を請け負った場合において、当該公共工事を施工するために下請契約を締結したときは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項の規定により、当該公共工事の発注者に対して、施工体

制台帳（添付書類を含む。以下同じ。）の写しを提出しなければならないこととされている。

発注者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、施工体制台帳の写しを電子情報処理組織を使用する方法により提出することを認めている場合にあっては、当該方法により提出することが可能である。

一方で、発注者が、施工体制台帳を書面で提出することを求めている場合には、その添付書類である電子契約書は、以下の 2 つの条件を満たすことが求められる。

- ① 電子契約書の内容が紙面に印刷され、施工体制台帳の写しに添付されていること。
- ② 電子契約書の内容と①において紙面に印刷された内容に相違ない旨が、直接公共工事を請け負った建設業者の現場代理人の署名により誓約されている書面が添付されていること。